

ともに支えあう社会をめざして

～犯罪被害者等に寄り添い迅速な支援へ～

もしも、自分自身や周囲の人が犯罪被害に遭ってしまったら・・・
犯罪の被害を受けた人は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、
事件が解決した後も様々な問題を抱えることとなります。

犯罪被害に遭った人が一日も早く平穏な生活を取り戻す
ことができるように、八尾市では一人ひとりに寄り添った
迅速な支援と温かく途切れのない支援を行うため、
令和6年4月「**八尾市犯罪被害者等支援条例**」を制定しました。



八尾市犯罪被害者等支援条例（令和6年4月1日施行）

基本理念



1 犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、個人に
寄り添った支援を実施します。

2 犯罪被害者等が置かれている状況に応じて、
適切に途切れることなく支援を実施します。

3 市、市民、事業者及び関係機関等が相互に
連携、協力して支援を実施します。

支援の実施については、被害の状況や原因、犯罪被害者等が
置かれている状況等によって適切に行い、また被害者の方々の
ニーズは幅広いことも考慮し、市、市民、事業者や関係機関等が
連携しながら協力して支援を実施します。

八尾市 危機管理課

「八尾市犯罪被害者等支援条例」に基づく支援の例

犯罪被害者等支援のための総合相談窓口

相談をお受けし、その方の状況に応じた支援事業のご案内、関係機関のご紹介を行っています。

八尾市 危機管理課
八尾市本町 1-1-1
八尾市役所 6階
TEL(072)924-3817

遺族見舞金、重傷病見舞金など

犯罪被害に遭われた方又はその遺族に対して

- 遺族見舞金 30万円
 - 重傷病見舞金 10万円
 - 不同意性交等被害見舞金 10万円
- ※支給には要件があります。

さまざまなお悩みを抱えた方へ

その方のお悩みや課題を整理し、ワンストップで相談をお受けします。支援について必要な関係部署が集まり、必要な支援が続くようにサポートします。



各種相談支援（例）

- 人権相談
- 法律相談（1案件1回30分）
- こころの健康相談
- 高齢者相談
- 生活援護資金、生活困窮
- 学校、いじめ、ひきこもり等

住居支援

- 市営住宅の一時入居
殺人や不同意性交等被害により、現在の住居に居住できなくなった場合、市営住宅を一時的に提供します。
- 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅の情報提供
犯罪被害に遭い、居住場所を探されている方へ情報を提供おします。

就労支援

犯罪の被害により、従前の勤務先で働けなくなった方等へ就労相談をはじめ、就労支援を行います。

犯罪被害にあうと、どんな状況になるのでしょうか？

犯罪からはさまざまな被害が生じます。けがや生命の危険など、本人のみならずその家族が大変辛い思いをすることになります。

さらに、犯罪被害者やその家族の方々（以下「犯罪被害者等」といいます）は、犯罪という一次被害に加えて、周囲からの心ない言動等、二次被害に苦しめられることもあります。

犯罪被害者等が傷つき苦しんでいるとき、まわりの人の支えが大きな助けや支えになります。あなたにもできることがあるか考えてみましょう。

心理的苦痛

事件の記憶がよみがえり、怒りや不安が抑えきれず、気分が落ち込み急に涙が出るなどします。



身体的苦痛

心身や心に多大なダメージを受け、不眠などの後遺症や最悪の場合、生命を失ってしまうこともあります。



経済的苦痛

治療費やカウンセリング料、裁判費用など突発的な費用が発生します。失職する場合があります。



社会的苦痛

まわりの人からの噂やいやがらせ、配慮のない報道などにより、誰も信じられなくなります。



<犯罪被害に関する八尾市の相談窓口一覧>

八尾市では、犯罪被害に遭われた方やそのご家族の皆様が、一日も早く日常生活を取り戻していただけるよう、迅速な支援と皆様に寄り添った相談対応を行っています。少しでもご不安なことがございましたら、下記の相談窓口までお問合せください。

犯罪被害者等の総合的対応窓口

総合支援	1	犯罪被害者等支援に関する総合相談	危機管理課（本館6階）
	2	犯罪被害に係る見舞金に関すること	TEL924-3817



		相談受付内容	お問合せ先	
人権	3	人権侵害/人権相談（DV）に関すること	人権政策課（本館3階）	TEL924-3830
生活支援	4	無料の法律相談	コミュニティ政策推進課（本館3階）	TEL924-3818
	5	庁内の行政手続に関する通訳（中国語・ベトナム語）	コミュニティ政策推進課（本館3階）	TEL924-3818
	6	転入・転出・転居に関すること	市民課（本館1階）	TEL924-8549
	7	住民基本台帳事務にかかるDV等支援措置に基づく証明書の閲覧制限	市民課（本館1階）	TEL924-8549
福祉支援	8	こころの健康相談	保健予防課（八尾保健所1階）	TEL994-6644
	9	高齢者に対する総合的な相談	高齢介護課 地域支援室（本館1階）	TEL924-3973
	10	自立に向けた臨時的な貸付（生活援護資金）の相談	地域共生推進課（本館3階）	TEL924-3835
	11	生活困窮に関する相談	生活支援相談センター（社会福祉会館1階）	TEL924-3761
	12	生活保護の相談に関すること	生活福祉課（本館2階）	TEL924-3836
児童・生徒支援	13	区域外就学相談及び手続きに関すること	学校教育推進課（本館7階）	TEL924-3873
	14	放課後学習推進事業（小学生のみ）に関すること	学校教育推進課（本館7階）	TEL924-3873
	15	児童生徒の悩み相談（大阪府公立学校スクールカウンセラー）	学校教育推進課（本館7階）	TEL924-3873
	16	いじめに関すること	こども・いじめ何でも相談課（生涯学習センター1階）	TEL924-3796
こども・青少年支援	17	こどもや子育ての悩みに関すること	こども・いじめ何でも相談課（生涯学習センター1階）	TEL924-7560
	18	こどもの医療費助成に関すること	こども若者政策課（本館7階）	TEL924-8528
	19	ひとり親家庭への医療費助成に関すること	こども若者政策課（本館7階）	TEL924-8528
	20	児童手当の給付に関すること	こども若者政策課（本館7階）	TEL924-3839
	21	児童扶養手当の給付に関すること	こども若者政策課（本館7階）	TEL924-3839
	22	ひとり親家庭に関すること	こども若者政策課（本館7階）	TEL924-3988
	23	ひきこもり等の相談に関すること（ひきこもり等若者相談窓口）	（社福）つむぎ福祉会（南本町1-5-25）	TEL970-5981
障がい者支援	24	障がいの手続きに関すること	障がい福祉課（本館1階）	TEL924-3838
	25	障がい者の虐待に関すること	障がい福祉課（本館1階）	TEL924-3838
就労	26	就労支援について（就労相談）	労働支援課（八尾商工会議所1階）	TEL 924-3860
住宅支援	27	市営住宅の相談に関すること	住宅管理課（西館1階）	TEL924-8542
	28	セーフティネット住宅に関する情報提供	住宅政策課（西館1階）	TEL924-3783
	29	大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度に関する情報提供	住宅政策課（西館1階）	TEL924-3783

<犯罪被害に関する相談窓口一覧>

大阪府/大阪府警

	相談受付内容	お問合せ方法・お問合せ先 「●」は大阪府警察本部所管団体	
相談全般	1 NPO 法人大阪被害者支援アドボカシーセンター ※大阪府公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体	電話相談・面談相談・直接的支援（警察、検察庁、裁判所、医療機関等への付添い、代理傍聴、マスコミ対応等）	06-6774-6365 10時～16時 土日祝・年末年始休み
	2 大阪弁護士会 総合法律相談センター	犯罪被害者弁護ライン	06-6364-6251 火 15時～18時
	3 大阪地方検察庁	被害者ホットライン	06-4796-2250 9時～12時/13時～17時 土日祝・年末年始休み
	4 法テラス（日本司法支援センター）	犯罪被害者支援ダイヤル	0120-079714 月～金 9時～21時 土 9時～17時
	5 警察の総合相談	●警察相談室（大阪府警察本部）	#9110 06-6941-0030 24時間対応
	6 大阪保護観察所	受刑者及び保護観察対象者に関する被害者からの相談	06-6949-6522 9時～17時 土日祝・年末年始休み
こころ	7 大阪府こころの健康総合センター	こころの病、こころの健康に不安をお持ちの方、医療機関や障がい福祉サービスの情報提供	06-6607-8814 月火木金 9時30分～17時 年末年始・祝日除く
被害者別専門相談	8 性犯罪被害者の相談	●性犯罪被害 110 番	#8103 0120-548-110
		性暴力救済センター・大阪 SACHICO	072-330-0799 24時間対応
	9 少年相談（こどもの悩みや非行などの相談）	●グリーンライン	06-6944-7867 9時～17時45分 土日祝・年末年始休み
	10 ストーカーの相談	●ストーカー 110 番	06-6937-2110 24時間対応
	11 暴力団関係の相談	●暴力団・拳銃 110 番	06-6941-1166 24時間対応
		大阪府暴力追放推進センター	06-6946-8930 9時30分～17時 土日祝休み
12 児童虐待の相談	児童相談所虐待対応ダイヤル	189 24時間対応	
13 配偶者暴力	大阪府女性相談センター	06-6949-6022 9時～20時 祝・年末年始休み ※上記以外の時間は、 06-6946-7890	
雇用・労働相談	14 就労に関する相談	OSAKA しごとフィールド	06-4794-9198 月～金 9時30分～20時 土 9時30分～16時 日祝・年末年始休み
	15 労働に関する相談	労働相談センター（大阪府労働環境課） ① 労働相談 ② セクハラ・女性相談 ③ テレワークサポートデスク	① 06-6946-2600 ② 06-6946-2601 ③ 06-6946-2608



★NPO 法人大阪被害者支援アドボカシーセンター

大阪府公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」として指定された支援団体です。

★上記の表の全ての団体職員には、守秘義務がありますので、安心してご相談ください。